

○筑豊地区中小企業団体連合会補助金交付要綱

平成26年3月10日

飯塚市告示第65号

(趣旨)

第1条 この告示は、筑豊地区中小企業団体連合会(以下「連合会」という。)が筑豊地区の中小企業の自主的な経済活動を促進し、地域経済の発展に寄与することを目的として行う事業に関する経費について、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、次に掲げる経費であつて、市長が必要があり、かつ、適当であると認めたものについて予算の範囲内において補助する。ただし、人件費、備品購入費、飲食を伴う会議費は補助対象外とする。

(1) 筑豊地区の中小企業連携の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進するとともに、中小企業の経営資源の確保等を支援し、もつて、中小企業の振興及び経営の安定に寄与することを目的とする経費

(2) 連合会の運営上必要な経費

(補助金交付の申請)

第3条 連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、筑豊地区中小企業団体連合会補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請内容に不備があると認めるときは、前項の規定に基づき申請した者に、その補正を求めることができる。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、適当であると認めたときは、筑豊地区中小企業団体連合会補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために、必要な条件を付すことができる。

(事業変更の承認)

第5条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、交付決定の内容について変更(中止及び廃止を含む。)の承認を受けようとする場合には、筑豊地区中小企業団体連合会補助金交付変更等承認申請書を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認申請書の提出があつたときは、必要に応じ交付決定の内容を

変更し、又は条件を付して、筑豊地区中小企業団体連合会補助金交付変更等承認（不承認）通知書により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第6条 補助事業者は、交付の決定にかかる会計年度の末日又は当該補助事業完了（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）の日から1月を経過した日のいずれか早い日までに、筑豊地区中小企業団体連合会補助事業実績報告書を、市長に提出しなければならない。

（補助金等の額の確定）

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、又は必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金等の交付の決定の内容（第5条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、筑豊地区中小企業団体連合会補助金確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還等）

第8条 市長は補助事業者が補助金を交付の目的以外の用途に使用したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により取消しをした場合において、既に交付金を交付しているときは、期限を付して交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。